

軽度外傷性脳損傷者に関する労災認定基準の改正と教育機関への 啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷（略称MTBI）」は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」が断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間1000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間で数十万人の患者がいると考えられています。しかし、この病気は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的困窮状態に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

よって、千代田区議会は政府に対し、これらの現状を踏まえ、次の事項について、適切な措置を講じられるよう強く求めるものです。

記

- 1、軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2、労災認定基準の改正にあたっては、不正を防止するため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 3、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年7月10日

千代田区議会議長
嶋崎 秀彦

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
文部科学大臣 下村 博文 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿